

茨城県内部統制基本方針

茨城県総合計画の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けた施策を展開していくためには、職員一人ひとりが、常に「県民本位」の責務を自覚し、仕事の生産性を高めるとともに、誠実公正に業務を遂行するための体制整備が必要となります。

このため、業務遂行上の不正や重大なミスを引き起こすリスクを分析し、対応策の検討を行い、その整備・運用状況を評価する一連の取組である「内部統制」を導入することとし、地方自治法第150条第1項の規定に基づき、内部統制基本方針を定め、以下のとおり組織的に取り組みます。

1 内部統制の目的及び取組の視点

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

最少の経費で最大の効果を挙げるため、絶えず業務の改善に努めるとともに、リスクの分析、対応策の検討及びその整備・運用状況の評価を組織的に取り組みます。

(2) 財務に関する情報の信頼性の確保

予算・決算等の財務に関する情報の信頼性を確保するため、適正な手続により、関係書類の作成や情報の適切な保存・管理に取り組みます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令等を着実に遵守するため、職員一人ひとりが法令等を理解し業務を遂行するとともに、意識醸成や確認体制づくりに組織的に取り組みます。

(4) 資産の保全

県が保有する財産や現金等のほか、県民に関する情報等の無形の資産も含めた資産の保全を図るため、適正な手続により、資産の取得、使用及び処分等の管理に取り組みます。

2 内部統制の対象事務

内部統制の対象事務は、財務に関する事務とします。

3 監査委員との連携

監査委員との情報共有及び意見交換により連携に努め、効果的な内部統制の推進に取り組みます。

4 内部統制の見直し

内部統制の整備・運用状況等に係る評価結果や監査委員からの意見等を踏まえ、随時必要な見直しを行います。

令和2年3月10日

茨城県知事 大井川 和彦